

平成28年度の農業分野における取組状況

1 情報提供窓口の運用状況

公正取引委員会は、平成28年4月、今後、農業分野において一層の競争の確保が重要であるという認識の下、「農業分野における独占禁止法違反被疑行為に係る情報提供窓口」を設置し、同分野における、農業者、商系業者等からの独占禁止法違反被疑行為に係る情報を広く受け付けることとしている。窓口設置以降、平成29年3月末までに、合計68件の情報が寄せられた。

当委員会においては、今後、本窓口の更なる周知徹底を図るなどして、より効率的な情報収集ができるよう取り組んでいくこととしている。

2 農業分野タスクフォースの取組状況

公正取引委員会は、平成28年4月、上記の認識の下、農業分野タスクフォースを設置し、同分野における独占禁止法違反被疑行為に係る情報に接した場合に効率的な調査を実施することとしている。

平成28年度には、1件の法的措置、及び5件の注意を行ったところ、その内容は以下のとおりである。

(1) 法的措置

土佐あき農業協同組合は、なすの販売を受託することができる組合員を支部員又は支部園芸部から集出荷場の利用を了承された者に限定していたところ、次のとおり、組合員からなすの販売を受託していた。

- ① 自ら以外の者になすを出荷したことにより支部園芸部を除名されるなどした者からなすの販売を受託しないこととして、なすの販売を受託していた。
- ② 支部員が集出荷場を利用することなく農協以外への出荷を行った場合に徴収される系統外出荷手数料（農協以外の事業者に対する販売金額の3.5%）について、自らの販売事業の経費（農協職員の人件費等）に充当していた。
- ③ 支部園芸部の定めた罰金等を収受し、これを系統出荷が行われたなすに関して自らが控除する諸掛預り金と同様に販売事業に係る経費に充てていた。
（平成29年3月29日 排除措置命令（拘束条件付取引））

(2) 注意

A県経済連は、農産物の加工販売、生活用品の共同購入等を行っているところ、購買担当者から、納入業者に対し、ジュース等の購入を要請し、また、農業協同組合の組合員向けに配布する共同購入品のカタログに係る製作費について、算出根拠を明確にすることなく、協賛金の負担を要請していた。

X県が開発して品種登録したブランド米Pを生産するためには、同県に申請して生産者の認定を受ける必要があるところ、B農業協同組合は、同組合を通じて申請する組合員を募集するに当たり、ブランド米Pについては「カントリーエレベータでの集荷」と記載した案内を配布し、同組合への出荷が条件であるかのように通知していた。

Y県が開発して品種登録したブランド米Qを生産するためには、同県に申請して生産者の認定を受ける必要があるところ、C農業協同組合及びD農業協同組合は、それぞれ、同組合を通じて申請する組合員を募集するに当たり、ブランド米Qの全量を各農協に出荷する旨を記載した案内を配布し、また、E農業協同組合は、同組合を通じて申請する組合員を募集するに当たり、ブランド米Qについては「農協が指定する倉庫へ出荷」と記載した案内を配布し、いずれの農業協同組合も、組合への出荷が条件であるかのように通知していた。